

東串良町不妊治療費助成事業のお知らせ

東串良町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに不妊に悩む方々の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。申請希望の方はご相談下さい。



【対象者】 次の要件をすべて満たしているご夫婦が対象となります。

1. 申請日において、夫婦の一方又は両方が3か月以上の間、東串良町に住所を有していること。
2. 法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にあること。
3. 町税（保険料）や公共料金等の未納・滞納がないこと。

【対象となる治療】

（※夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた治療や代理母及び借り腹によるものは対象外です。）

☆一般不妊治療（タイミング法・人工受精など）

☆生殖補助医療（体外受精・顕微受精・男性不妊手術）

☆先進医療（保険適用による生殖補助医療と先進医療を併用して受けられた方が対象）

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により、卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

☆その他医師が必要と認めた不妊治療

※治療を伴わない不妊検査や自費検査となる不妊検査に係る費用は、対象外です。

【助成額】

●保険適用となる不妊治療に係る一部負担金（自己負担額）と保険適用とならない治療費の自己負担額について、1年度あたり20万円を上限に助成します。

※ただし、高額療養費・付加給付・その他の助成額を差し引いた額を助成します。

【助成回数】

●通算して5年間助成します。

※他の市町村から既に助成を受けている場合は、助成回数（通算5年の回数）に合算します。

【申請期限】 治療が終了した日から1年以内に申請してください。

●原則1回の治療終了ごとに申請してください。ただし、一般不妊治療の場合は、複数回の治療をまとめて申請することができます。（その場合は、初回の治療が終了した日から1年以内に申請してください。）

※初回治療最終日から1年以上経過している場合は助成対象外になりますのでご注意ください。

裏面につづきます。

【申請に必要なもの】

申請に必要な書類

提出書類名	全ての方	該当者のみ
①不妊治療費助成事業交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	
②不妊治療受診等証明書(様式第2号)	○	
③治療に要した領収書及び診療明細書	○	
④夫婦であること及び住所の確認できる書類 (住民票等)	④・⑤は、本町に住所 登録をしている夫婦 で、閲覧に同意を頂け る場合は省略可。	
⑤町税の滞納がないことが確認できる書類 (納税証明書等)		
⑥申請者の通帳の写し及び印鑑	○	
⑦住民票謄本及び全部事項証明書(戸籍謄本)		夫婦の一方が町外に住民登録がある方
⑧事実婚関係申立書(様式第3号)及び夫婦 それぞれの全部事項証明書(戸籍謄本)		事実婚関係にある方
⑨治療者の保険証の写し		保険適用の治療をした方
⑩高額療養費決定通知書等		高額療養費または付加給付などご加入 の健康保険から給付がある場合はご加 入の健康保険へ請求後に申請してくだ さい。
⑪先進不妊治療費助成事業承認決定通知書		該当治療を受けられた方は、県からの 助成が決定した後に申請してくださ い。

※申請の際には、書類確認に時間を要しますので、十分時間に余裕をもってお越しください。

【申請・問い合わせ先】

東串良町役場 福祉課 国保保健衛生係

TEL : 0994-63-3103 内線 128